

第 9 期初等中等教育分科会の審議の状況について

1. 第 9 期における審議実績

学校における働き方改革特別部会

●新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について

- ・平成 29 年 6 月、第 112 回中央教育審議会総会において文部科学大臣より、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」諮問。初等中等教育分科会の下に「学校における働き方改革特別部会」を設置して勤務時間管理の徹底、業務の明確化・適正化、学校指導・運営体制の効果的な強化・充実、勤務時間制度の改善等の学校における働き方改革に関する総合的な方策等について検討を進め、平成 31 年 1 月、第 121 回総会において答申。

【参考 1】

教育課程部会

●児童生徒の学習評価の在り方に関して

- ・学習指導要領の改訂を踏まえ、教育課程部会の下に「児童生徒の学習評価に関するワーキンググループ」を設置して、新学習指導要領下での児童生徒の学習評価の在り方について検討を進め、平成 31 年 1 月、第 109 回教育課程部会において、部会としての報告を取りまとめ。【参考 2】

教員養成部会

●教職課程の質の向上等について

- ・大学からの教職課程の設置申請に対して文部科学大臣の諮問に基づき審査。

〔平成 30 年度開設の 105 大学 530 課程を認定可として答申〕
〔平成 31 年度開設の 87 大学 691 課程を認定可として答申〕

- ・教育職員免許法（平成 28 年 11 月）及び同施行規則（平成 29 年 11 月）の改正に対応し、教職課程認定基準について所要の改正を行った。【参考 3】

- ・平成31年4月の教育職員免許法及び同法施行規則の改正の施行に伴う教職課程の再課程認定について、大学からの申請に対して文部科学大臣の諮問に基づき審査し、836大学1万8,766課程の認定について認定可として答申（平成31年1月）。

その他

●第3期教育振興基本計画について

- ・平成28年4月、第106回中央教育審議会総会において文部科学省より第3期教育振興基本計画の策定について諮問。その後、教育振興基本計画部会を中心に審議を行い、初等中等教育分科会においては、主に初等中等教育関係事項について審議。

2. 第10期に継続して審議する事項

- 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策（答申）」において、今後更に検討を要するとされた事項（教育課程の在り方の見直し、教師の養成・免許・採用・研修全般にわたる改善・見直し、新時代の学びにおける先端技術の効果的な活用、小規模校の在り方、人事委員会等の効果的な活用方法）等について、引き続き検討を行う。
- 上記答申における提言の進捗状況を総合的にフォローアップするとともに、それを踏まえ、学校における働き方改革に関して引き続き審議を行う。

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）【概要】（平成31年1月25日中央教育審議会）

第1章 学校における働き方改革の目的

- これまでの我が国の学校教育の蓄積はSociety 5.0においても有効であり、浮足立つことなく充実を図る必要。これまで高い成果を挙げてきた我が国の学校教育を維持・向上させ、持続可能なものとするには、学校における働き方改革が急務。
- ‘子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする’という働き方の中で、教師が疲弊していくのであれば、それは‘子供のためにはならない’。学校における働き方改革の目的は、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること。
- 志ある教師の過労死等の事態は決してあってはならないものであり、そのためにも、学校における働き方改革の実現が必要。
- 学校における働き方改革を進めるに当たっては、地域と学校の連携・協働や家庭との連携強化により、学校内外を通じた子供の生活の充実や活性化を図ることが大切。

第2章 学校における働き方改革の実現に向けた方向性

- 教員勤務実態調査（平成28年度）においても、小・中学校教師の勤務時間は、10年前の調査と比較しても増加。主な要因は、①若手教師の増加、②総授業時間数の増加、③中学校における部活動指導時間の増加。
- 働き方改革の実現には、文部科学省・教育委員会・管理職等がそれぞれの権限と責任を果たすことが不可欠。特に、文部科学省には、学校と社会の連携の起点・つなぎ役としての機能を前面に立って果たすことが求められる。

※特別支援学校・高等学校については、学校間の多様性などの特徴を踏まえた支援を行うことが重要。

※私立学校・国立学校については、固有の存在意義や位置付け、適用される法制の違いなどに配慮した支援が重要。

以下の施策の
一体的な推進が必要

第3章 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の促進

○ 勤務時間管理の徹底と上限ガイドライン

- ・ 勤務時間管理は、労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会等に求められる責務。さらに今般の労働安全衛生法の改正によりその責務が改めて法令上明確化。
- ・ 学校現場においては、まず勤務時間管理の徹底が必要。その際、ICTやタイムカードなどにより客観的に把握すること。
- ・ 文部科学省の作成した上限ガイドライン（月45時間、年360時間等）の実効性を高めることが重要であり、文部科学省は、その根拠を法令上規定などの工夫を図り、学校現場で確実に遵守されるように取り組むべき。

○ **労働安全衛生管理の必要性**

- ・労働安全衛生法に**義務付けられた労働安全衛生管理体制の整備**が求められるほか、義務の課されていない学校においても、可能な限り法令上の義務がある学校に**準じた体制の充実に努める**べき。
- ・特に、**ストレスチェック**は、全ての学校において適切に実施されるよう、教育委員会の実態を調査し、**市町村ごとに実施状況を公表**すべき。
- ・産業医の選任義務のない規模の学校に関しては、**教育委員会として産業医を選任**して域内の学校の教職員の健康管理を行わせる等の工夫により、教職員の健康の確保に努めるべき。

○ **教職員一人一人の働き方に関する意識改革**

- ・管理職のマネジメント能力向上や、教職員の勤務時間を意識した働き方の浸透のため、**研修の充実を図る**べき。
- ・管理職登用等の際にも、教師や子供たちにとって重要なリソースである**時間を最も効果的に配分し、可能な限り短い在校等時間で教育の目標を達成する成果を上げられるかどうかの能力**や働き方改革への取組状況を**適正に評価**することが重要。
- ・管理職以外の教職員も含め、**働き方改革の観点を踏まえて人事評価**を実施すべき。
- ・**学校評価**や**教育委員会の自己点検・評価**も活用すべき。

第4章 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

- これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方を右の表のとおり整理。
- 業務の明確化・適正化は、**社会に対して学校を閉ざしたり、内容を問わず一律に業務を削減したりするものではなく、社会との連携を重視・強化**するもの。
学校として何を重視し、どのように時間を配分するかという考え方を明確にし、地域や保護者に伝え、理解を得ることが求められる。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員等） ※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

○ 業務の役割分担・適正化を確実に実施するため、以下の仕組みを構築することが必要。

文部科学省	教育委員会等	学校
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校における働き方改革の趣旨等をわかりやすくまとめた明確で力強いメッセージの発出 ・ 関係機関や社会全体に対して何が学校や教師の役割か明確にメッセージを発出するなど、社会と学校との連携の起点・つなぎ役としての役割を前面に立って果たすことを徹底 ・ 業務改善状況調査を見直し、在校等時間の可視化などを把握の上、市区町村別に公表 ・ 今後学校へ新たな業務を付加するような制度改正等の際にはスクラップ・アンド・ビルドの原則を徹底 ・ 業務の役割分担・適正化を実施するための条件整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務改善方針の策定及びフォローアップ、ICTの活用推進等の取組を学校や地域の実情に応じて推進 ・ 学校や地域で発生した業務について、仕分けを実施し、他の主体に対応の要請、教師以外の担い手の確保、スクラップ・アンド・ビルドによる負担軽減 ・ 学校が保護者や地域住民と教育目標を共有し、理解・協力を得ながら学校運営を行える体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員間で削減する業務を洗い出す機会を設定 ・ 校長は校内の分担を見直すとともに、自らの権限と責任で学校の伝統として続いているが、必ずしも適切といえない又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務を大胆に削減 <p>(例) 夏休み期間のプール指導、勝利至上主義の早朝練習の指導、内発的な研究意欲がない形式的な研究指定校としての業務、運動会等の過剰な準備</p>

○ 代表的な業務については、**過去の裁判例(※)等**を見ても、**学校や教師が法的にその全ての責任を負うものではなく、学校への過剰要求は認められない**ことについて、文部科学省がメッセージを発出することが必要。

※ 学校・教師が担うべき安全配慮義務の範囲は、児童生徒の発達段階に応じて異なり、個別の事案ごとに判断されるが、予見可能性がある場合に限られるとした判例や、教師に責任があるとしたうえで、両親も監督義務を怠ったとして連帯して責任を負うとした判例がある。

○ 学校が作成する計画等についても、個別の計画を詳細に作成するのではなく、**複数の計画を一つにまとめて体系的に作成**するなど、文部科学省は真に効果的な計画の在り方について示すべき。

○ 教育課程の編成・実施においても、**総合的な学習の時間の一定割合は、学校外での学習について授業として位置づけられるようにすることや、学習評価において、指導要録の大幅な簡素化などといった、大胆な見直し**を行うことが必要。

第5章 学校の組織運営体制の在り方

- 学校が組織として効果的に運営されるために、主に以下の取組が必要。
 - ・ 校長や副校長・教頭に加え、**主幹教諭、指導教諭、事務職員等のミドルリーダーがリーダーシップを発揮**できる組織運営。
 - ・ **ミドルリーダーが若手の教師を支援・指導**できるような環境整備。
 - ・ 事務職員やサポートスタッフ等との役割分担や、事務職員の質の向上、**学校事務の適正化と事務処理の効率化**。

第6章 教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革

○ 給特法の今後の在り方

- ・ 給特法の誤解の下で勤務時間管理の意識が希薄化し、時間外勤務縮減の取組が進まない実態。この点については、上限ガイドラインにおいて、**超勤4項目以外の業務のための時間についても勤務時間管理の対象**とし、その縮減を図ることが必要。
- ・ 教師は、子供たちの発達段階に応じて、言語や指導方法を場面ごとに選択しながら教育活動に当たらなくてはならないという、専門職としての専門性とも言える**教師の職務の特徴を踏まえた検討が必要**。
- ・ 給特法を見直して労基法を原則とすべき、という意見に対して、**教育の成果は必ずしも勤務時間の長さのみに基づくものではなく**、人確法も含めた教師の給与制度も考慮した場合、**必ずしも教師の処遇改善にはつながらない**、との懸念。
- ・ 教師の専門性や職務の特徴を認識した上で検討した場合、超勤4項目の廃止や36協定を要するとすることは、現状を迫認する結果になり、**働き方の改善につながらない、また、学校において現実的に対応可能ではない**。
- ・ したがって、**給特法の基本的な枠組みを前提に、働き方改革を確実に実施する仕組みを確立し成果を出す**ことが求められる。
- ・ なお、**教職調整額が「4%」とされていること**については、在校等時間縮減のための施策を総合的に実施することを優先すべきであり、**必要に応じ中長期的な課題として検討すべき**。

○ 一年単位の変形労働時間制の導入

- ・ かつて行われていた「**休日のまとめ取り**」のような**一定期間に集中した休日の確保**は、教職の魅力を高める制度として有効であり、週休日の振替や年次有給休暇に加え、**選択肢の一つ**として検討。
- ・ 教師の勤務態様として、授業等を行う期間と長期休業期間とで繁閑の差が実際に存在していることから、**地方公共団体の条例やそれに基づく規則等に基づき、適用できるよう法制度上措置すべき**。
- ・ **導入の前提**として、文部科学省等は①**長期休業期間中の部活動指導時間の縮減や大会の在り方の見直しの検討要請、研修の精選等に取り組むべき**、②**学期中の勤務が現在より長時間化しないようにすることが必要**であり、所定の勤務時間を延長した日に授業時間や児童生徒の活動時間を延長することがあってはならない、③**育児や介護等の事情により配慮が必要な教師には適用しない選択も確保**できるよう措置すべき。

○ 中長期的な検討

- ・ 労働法制や教師の専門性の在り方、公務員法制の動向も踏まえつつ、**教師に関する労働環境について**給特法や教育公務員特例法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律といった法制的な枠組みを含め、必要に応じて**中長期的に検討**。

第7章 学校における働き方改革の実現に向けた環境整備

○ 教職員及び専門スタッフ等、学校指導・運営体制の効果的な強化・充実

- ・ 小学校の英語専科を担当する教師の充実や、中学校の生徒指導を担当する教師の充実、通級による指導や日本語指導のための教員定数の義務標準法に基づく着実な改善をはじめとする学校指導体制の充実
- ・ 校長や副校長・教頭等の事務関係業務の軽減に有効な、共同学校事務体制の強化のための事務職員の充実
- ・ 平成31年度までのスクールカウンセラーの全公立小中学校配置及びスクールソーシャルワーカーの全中学校区配置並びに課題を抱える学校への重点配置、質の向上及び常勤化に向けた調査研究
- ・ 部活動ガイドラインの遵守を条件とした部活動指導員の配置促進
- ・ 多様なニーズのある児童生徒に応じた指導等の支援スタッフ、授業準備や学習評価等の補助業務を担うサポートスタッフ、理科の観察実験補助員の配置促進
- ・ スクールロイヤーの活用促進

等

○ 勤務時間管理の適正化や業務改善・効率化への支援

- 以下のような実態が文部科学省の調査により明らか。
 - ・ 登下校の対応などについて地域人材の協力体制整備が不十分
 - ・ 都道府県単位で共通の校務支援システムの導入が必要
 - ・ 業務改善方針等の策定や学校宛での調査・照会の精選などについて市区町村での取組が不十分
 - ・ 部活動数の適正化や地域クラブとの連携が一層必要
 - ・ 学校給食費や学校徴収金の公会計化が不十分
- これに関し、文部科学省は以下の取組を推進すべき。
 - ・ 業務削減時間を示した好事例展開
 - ・ 関係者の共通理解・協力を得ながら取り組むためのポイントや具体的なプロセスを示す
 - ・ 専門家や地方公共団体の担当者、文部科学省職員が教育委員会や学校を訪問しアドバイスする

等

○ 今後さらに検討を要する事項

- ・ 小学校の教科担任制の充実、年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む教育課程の在り方の見直し
- ・ 免許更新制がより教師の資質能力向上に実質的に資するようにするなど養成・免許・採用・研修全般にわたる改善・見直し
- ・ 新時代の学びにおける先端技術の効果的な活用 ・ 教育的観点からの小規模校の在り方の検討
- ・ 人事委員会等の効果的な活用方法の検討

等

第8章 学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ等

- 文部科学省は、業務改善状況調査等を通じて、学校における働き方改革の進展状況を市区町村ごとに把握し、公表することで、各地域の取組を促すべき。
- また、教員勤務実態調査（平成28年度）と比較できる形で、3年後を目途に勤務実態の調査を行うべき。

今回の学校における働き方改革は、我々の社会が、子供たちを最前線で支える教師たちがこれからも自らの時間を犠牲にして長時間勤務を続けていくことを望むのか、心身ともに健康にその専門性を十二分に発揮して質の高い授業や教育活動を担っていくことを望むのか、その選択が問われている。

国の動き 地方の動き 学校における働き方改革に関する総合的な方策パッケージ工程表

		2018年		2019年				2020年			2021年		22・23年	
				1月	4月	夏	12月	4月	夏	12月	4月			
全体	中教審審議	答申		通知		業務改善状況調査				小学校新学習指導要領全面実施			業務実態調査	
										業務改善状況調査			中学校新学習指導要領全面実施	
財政措置	英語専科を担当する教師など、学校指導體制の充実													
	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員、スクールサポートスタッフなど、多様なスタッフの配置促進													
	モデル事業	事例紹介					事例紹介					事例紹介		
上限を定める規則等	文部科学省のガイドライン検討	決定		通知		制度的工夫の検討								
						自治体において規則等で上限を定めることの検討				自治体において規則等で上限を規定			修正	
	勤務時間を客観的に把握する仕組の導入													
業務分担・業務改善	管理規則標準職務モデル案提示	学校管理規則の検討		規則改正		役割分担の見直し				結果を反映				
	学期中の平日の業務改善に係る取組の実施【具体例】													
	<ul style="list-style-type: none"> ・統合型校務支援システム活用による業務軽減 ・留守番電話の設置 ・調査の精選 ・業務アシスタントの配置 ・学校行事の見直し ・休み時間、校内清掃等の役割分担・適正化 													
	学校給食費公会計化ガイドライン策定	学校給食費の公会計化												
	部活動ガイドライン策定	ガイドラインを踏まえた部活動の見直し												
	総合的な学習の時間での校外学習の明確化通知	総合的な学習の時間の一定割合について、学校外での学習を授業として位置づけることの検討												
時間制変形労働		大会主催者への呼びかけ		呼びかけによる検討		夏季休業中の業務の検証		長期休業期間中の業務圧縮に向けた取組の実施			夏季休業中の業務の圧縮		結果を反映	
								自治体の判断に基づき条例改正等の制度改正			具体的な変形労働の在り方の確定		一年単位の変形労働時間制実施	
						制度改正								
課題検討	(教育課程、免許、研修等)	中教審等で検討の上、結論の出たものから制度改正、実施												

児童生徒の学習評価の在り方に関して

□平成29年7月

教育課程部会の下に、児童生徒の学習評価に係る専門的な調査審議を行うため、「児童生徒の学習評価に関するワーキンググループ」を設置

□平成30年12月17日

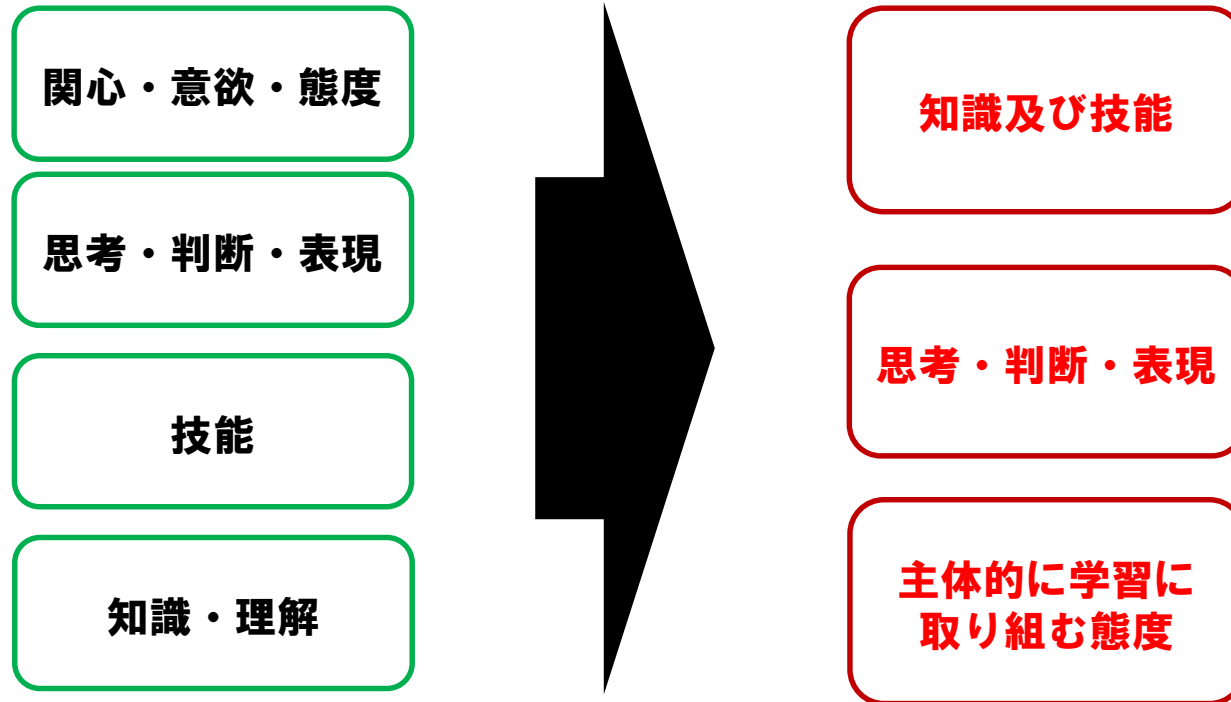
第12回児童生徒の学習評価に関するワーキンググループにおいて、「児童生徒の学習評価の在り方について（これまでの議論の整理）」を取りまとめ

□平成31年1月21日

中央教育審議会課程部会において、「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」を取りまとめ

主な改善事項①(観点別学習状況の評価の改善)

- 観点別学習状況の評価を 4 観点から 3 観点 に改める。
(高等学校指導要録にも観点別学習状況評価の欄を設置)



【参考】学校教育法第30条第2項

生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な**知識及び技能**を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な**思考力、判断力、表現力**その他の能力をはぐくみ、**主体的に学習に取り組む態度**を養うことに、特に意を用いなければならない。

主な改善事項②(評定の扱いについて)

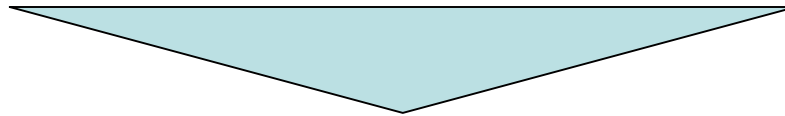
【課題】

(評定を引き続き位置付けるべきとの意見)

- 「観点別学習状況の評価」と、これらを総括した「評定」も併せて伝えることにより児童生徒や保護者が学習状況を全体的に把握できる。
- 高等学校や大学等の入学者選抜（一般入試、A O・推薦形式の入試）、奨学金の成績基準等で現に広く使用されている。

(評定は無くすべきとの意見)

- 児童生徒や保護者の関心が「評定」のみに寄せられ、「観点別学習状況の評価」の結果を生かした学習の改善に十分につなげられていない。
- 教師にとっても、観点別学習状況の評価の結果を「評定」に総括することで、指導や評価のポイントが不明確になっている。



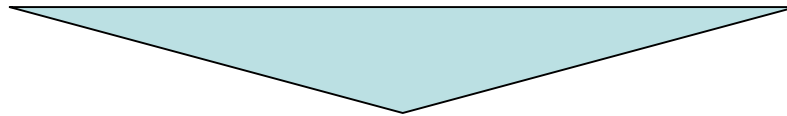
【改善事項】

- 評定を引き続き位置付けることとした上で指摘されている課題しつつ、観点別学習状況の評価と評定の双方の本来の役割が発揮されるようにすることが大切。

主な改善事項③(指導要録の改善)

【課題】

- ・ 教師が評価のための「記録」に労力を割かれて、指導に注力できない。
- ・ 相当な労力をかけて記述した指導要録が、次の学年や次学校段階において十分に活用されない。



【改善事項】

- 要点を箇条書きとするなど、文章記述は必要最小限にとどめる。
- 指導要録と通知表の様式を共通のものとすることができることを明示する。
- 学習評価や成績処理に係る事務作業の負担軽減に向け、統合型校務支援システム等のICT環境を整備し校務の情報化を推進する。

教員養成に関する法令改正及び教職課程の認定

教員養成に関する課題

必要単位数が法律に規定されており、新たな教育課題が生じても速やかな単位数の変更が困難

学校現場の状況の変化や教育を巡る環境の変化に対応した教職課程になっていない

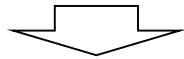
大学教員の研究的関心に偏った授業が展開される傾向があり、教員として必要な学修が行われていない

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について
(平成27年12月中央教育審議会答申)

■教職課程の科目区分の括り化 ■新たな教育課題等への対応するための履修内容の充実 ■教職課程コアカリキュラムの作成

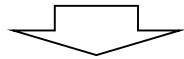
教育職員免許法の改正 (平成28年11月)

■教科の専門的内容と指導法を一体的に学ぶことを可能とする「教科及び教職に関する科目」に大きくり化



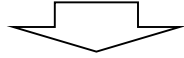
教育職員免許法施行規則の改正 (平成29年11月)

■学校現場で必要とされる知識や技能を養成課程で獲得できるよう、教職課程の内容を充実



教職課程コアカリキュラム 外国語(英語)コアカリキュラムの作成 (平成29年11月)

■全国大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を明確化
■英語については特に指導法、専門科目についても作成



全大学の教職課程の認定 【再課程認定】 (平成30年度)

教科及び教職に関する科目

教科の専門的内容と指導法を統合した科目など意欲的な取組が実施可能となる

教科の専門的内容の例

・物理学 ・化学
・生物学 ・地学

教科の指導法の例

・学習指導要領における理科の目標と内容
・板書計画や指導案の作成 ・模擬授業

教職課程に新たに加えた内容の例

・小学校の外国語(英語)教育 ・ICTを用いた指導法 ・特別支援教育の充実
・アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善 ・学校と地域との連携
・チーム学校への対応 ・道徳教育の充実 ・学校体験活動 等

教職課程コアカリキュラムの例(各教科の指導法の場合)

全体目標	教科における教育目標等について理解し、学習指導要領の内容と背景となる学問とを関連させて理解を深めるとともに、授業設計を行う方法を身に付ける。
一般目標	具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。
到達目標	学習指導案の構成を理解し、具体的な授業を想定した授業計画と学習指導案を作成できる。 模擬授業の実施とその振り返りを通して、授業改善の視点を身に付けている。

改正法令及びコアカリキュラムを反映した教員養成の体制が確保されていることを、教職課程を置く全ての大学について審査

第9期中央教育審議会 初等中等教育分科会委員

委員：平成29年3月 3日発令
臨時委員：平成29年3月24日発令
(50音順)

(委員)

天 笠	茂	千葉大学特任教授
伊 藤 幸 子	光市立浅江中学校長	
小 川 正 人	放送大学教養学部教授、東京大学名誉教授	
小 野 久美子	株式会社インターアクト・ジャパン代表取締役	
清 原 慶 子	三鷹市長	
篠 原 文 也	政治解説者、ジャーナリスト	
寺 本 充	公益社団法人日本PTA全国協議会特任業務執行理事	
時 久 惠 子	香美市教育委員会教育長	
無 藤 隆	白梅学園大学大学院特任教授	
横 倉 義 武 子	日本学校保健会会長、日本医師会会長	
善 本 久 子	東京都立白鷗高等学校・東京都立白鷗高等学校附属中学校 統括校長	
米 田 進	秋田県教育委員会教育長	

(臨時委員)

荒 瀬 克 己	大谷大学文学部教授
市 川 伸 一	東京大学大学院教育学研究科教授
柏 谷 弘 陽	横浜町教育委員会教育長
加 治 佐 哲 也	独立行政法人国立高等専門学校機構監事
菊 池 桃 子	女優、戸板女子短期大学客員教授
坂 越 正 樹	広島大学大学院教育学研究科教授
笹 の ぶ え	東京都立三田高等学校校長
貞 廣 齋 子	千葉大学教育学部教授
高 岡 信 也	独立行政法人教職員支援機構理事長
竹 中 ナ ミ	社会福祉法人プロップ・ステーション理事長
田 中 雅 道	光明幼稚園長
種 村 明 頼	新宿区立西戸山小学校長
土 屋 智 義	TSUCHIYA 株式会社代表取締役会長兼社長
角 田 浩 子	リクルート進学総研「キャリアガイダンス」編集顧問
鶴 羽 佳 子	北海道教育委員会教育委員、株式会社オフィス鶴羽 代表取締役
奈 須 正 裕	上智大学総合人間科学部教育学科教授
船 橋 力	独立行政法人日本学生支援機構グローバル人材育成部長
堀 田 龍 也	東北大学大学院情報科学研究科教授
八 並 光 俊	東京理科大学大学院理学研究科教授兼教職教育センター教授
山 本 聖 志	豊島区立千登世橋中学校長
吉 田 晋	学校法人富士見丘学園理事長、富士見丘中学高等学校長
若 江 眞 紀	株式会社キャリアリンク代表取締役
渡 邊 正 樹	東京学芸大学教育学部教授

※柏谷委員については平成29年5月1日発令

※種村委員については平成29年6月1日発令

※笹委員、山本委員については平成30年6月1日発令

(35名)

中央教育審議会初等中等教育分科会
学校における働き方改革特別部会 委員

相原 康伸	日本労働組合総連合会事務局長
青木 栄一	東北大学大学院教育学研究科准教授
天笠 茂	千葉大学教育学部特任教授
稲継 裕昭	早稲田大学政治経済学術院 教授
小川 正人	放送大学教養学部教授
風岡 治	愛知教育大学教育支援専門職養成課程 准教授
川田 琢之	筑波大学ビジネスサイエンス系教授
清原 慶子	東京都三鷹市長
佐古 秀一	鳴門教育大学理事・副学長
嶋田 晶子	武蔵野市立第五小学校校長
妹尾 昌俊	学校マネジメントコンサルタント、アドバイザー
時久 恵子	高知県香美市教育委員会教育長
橋本 幸三	京都府教育委員会教育長
東川 勝哉	公益社団法人日本PTA全国協議会会長
富士道 正尋	前小金井市立南中学校校長、全日本中学校長会事務局主事
無藤 隆	白梅学園大学大学院特任教授
善積 康子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部 研究開発第1部 主席研究員

【五十音順】

第9期中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会委員名簿

(敬称略・五十音順)

天笠 茂	千葉大学特任教授
荒瀬 克己	大谷大学文学部教授
生重 幸恵	特定非営利法人スクール・アドバイス・ネットワーク理事長
市川 伸一	東京大学大学院教育学研究科教授
伊藤 幸子	光市立浅江中学校校長
大方 美香	大阪総合保育大学児童保育学部教授
大島 まり	東京大学大学院情報学環、生産技術研究所教授
帯野久美子	株式会社インターアクト・ジャパン代表取締役 大阪市教育委員会委員
菊池 桃子	女優、戸板女子短期大学客員教授
ロバート キャンベル	国文学研究資料館長
笹 のぶえ	東京都立三田高等学校校長
篠原 文也	政治解説者、ジャーナリスト
杉江 和男	産業教育振興中央会理事長、サッポロホールディングス社外監査役
高木 展郎	横浜国立大学名誉教授
種村 明頼	新宿区立西戸山小学校校長
寺本 充	公益社団日本PTA全国協議会特任業務執行理事
土井 真一	京都大学法学系（大学院法学研究科）教授
時久 恵子	香美市教育委員会教育長
奈須 正裕	上智大学総合人間科学部教授
松本 茂	立教大学グローバル教育センター長
無藤 隆	白梅学園大学大学院特任教授
山口 香	筑波大学体育系准教授
山本 聖志	豊島区立千登世橋中学校校長
吉田 晋	富士見丘中学校高等学校長
善本 久子	東京都立白鷗高等学校・東京都立白鷗高等学校附属中学校統括校長
米田 進	秋田県教育委員会教育長
若江 眞紀	株式会社キャリアリンク代表取締役
渡瀬 恵一	玉川学園学園教学部長

(28名)

※平成30年9月6日現在

中央教育審議会 初等中等教育分科会 教員養成部会 委員名簿

(平成30年6月1日現在)

敬称略・五十音順

(委員)

伊藤幸子 山口県光市立浅江中学校校長
無藤隆 白梅学園大学子ども学部教授兼子ども学研究科長

(臨時委員)

秋田喜代美 東京大学大学院教育学研究科教授
安部恵美子 長崎短期大学長
一木薫 福岡教育大学教授
牛渡淳 仙台白百合女子大学教授・前学長
岸田正幸 大阪体育大学教育学部准教授
北神正行 国士舘大学体育学部こどもスポーツ教育学科教授
酒井朗 上智大学総合人間科学部教育学科教授
坂越正樹 広島大学大学院教育学研究科教授
笹のぶえ 東京都立三田高等学校長、全国高等学校長協会会長
高岡信也 独立行政法人教職員支援機構理事長
高野敬三 明海大学副学長
竹原和泉 特定非営利活動法人まちと学校のみらい代表理事
田中雅道 光明幼稚園園長
種村明頼 新宿区立西戸山小学校長、全国連合小学校長会会長
出口利定 東京学芸大学長
永田繁雄 東京学芸大学大学院教授
中西茂 玉川大学教育学部教授、教育ジャーナリスト
平本正則 横浜市立仲尾台中学校長
藤井佐知子 宇都宮大学理事・副学長
堀田龍也 東北大学大学院情報科学研究科教授
本岡愛実 宮城教育大学教授
松川禮子 岐阜女子大学学長
松木健一 福井大学大学院教育学研究科(教職大学院)教授
森山賢一 玉川大学大学院教育学研究科・教育学部教授
山本聖志 豊島区立千登世橋中学校長、全日本中学校長会会長
吉田晋 学校法人富士見丘学園理事長、
富士見丘中学高等学校長、
日本私立中学高等学校連合会長
若江眞紀 株式会社キャリアリンク代表取締役
渡邊直美 神奈川県川崎市教育委員会教育長

計 30 名

(専門委員)

赤	沢	早	人	奈良教育大学次世代教員養成センター准教授
阿	野	幸	一	文教大学教授
岩	立	京	子	東京学芸大学総合教育科学系教育学講座教授
采	女	智	津江	順天堂大学スポーツ・健康科学部健康学科教授
遠	藤	貴	広	福井大学教育地域科学部附属教育実践総合センター准教授
太	田		洋	東京家政大学教授
太	田	光	洋	長野県立大学教授
岡	上	直	子	十文字学園女子大学人間生活学部児童教育学科教授
長	田		徹	国立教育政策研究所総括研究官
粕	谷	恭	子	東京学芸大学教育学部教授
神	長	美	津子	國學院大學人間開発学部子ども支援学科教授
川	上	典	子	鹿児島純心女子大学教授
神	戸	美	恵子	高崎健康福祉大学健康福祉学部健康栄養学科准教授
酒	井	英	樹	信州大学教授
佐	々	祐	之	北海道教育大学教育学部札幌校教授
鈴	木		涉	宮城教育大学准教授
関	戸	英	紀	横浜国立大学教育人間科学部教授
高	木	展	郎	横浜国立大学名誉教授
高	橋		純	東京学芸大学総合教育科学系教育学講座准教授
高	旗	浩	志	岡山大学教師教育開発センター教授
高	山	芳	樹	東京学芸大学教授
竹	内		理	関西大学教授
谷	田	増	幸	兵庫教育大学大学院学校教育研究科教授
徳	永	亜	希雄	横浜国立大学准教授
馬	場	哲	生	東京学芸大学教授
中	野		澄	国立教育政策研究所総括研究官
中	野	達	也	駒沢女子大学教授
野	口	和	人	東北大学大学院教育学研究科教授
野	崎	武	司	香川大学教育学部教授
葉	石	光	一	埼玉大学教育学部特別支援教育講座教授
肥	後	功	一	島根大学大学院教育学研究科教育実践開発専攻教授・ 専攻長
藤	井	基	貴	静岡大学教育学部准教授
藤	田	晃	之	筑波大学人間系 教授
伏	木	久	始	信州大学教育学部教育科学講座教授
古	屋	恵	太	東京学芸大学教育学部総合教育科学系教育学講座准教授
三	村	和	則	沖縄国際大学人間福祉学科教授
村	川	雅	弘	鳴門教育大学大学院教授
森	田	真	樹	立命館大学産業社会学部教授
萬	谷	隆	一	北海道教育大学札幌校教授
和	泉	研	二	山口大学教育学部副学部長
渡	邊	正	樹	東京学芸大学教育学部教授

計 71 名